



旧商法と会社法における資本に対する考え方の違い

横浜市立横浜商業高等学校教諭 粕谷 和生

今回の商業教育資料81号は、一橋大学の佐々木隆志先生から将来にむかっの会計のお話を、横浜国立大学の原俊雄先生からは、記帳の歴史(過去)をひもとくお話をいただきました。将来→過去と続きましたので、このQファイルでは、現在にスポットをあて、今日の資本金の学習内容を大きく変えた旧商法(改正前商法)と会社法における資本に対する考え方の違いを整理してみます。そうすることによって、20年度版会計の教科書の資本に関する多くの変更点を統一的に把握するのに役立つと思います。

Q1 資本充実の原則と資本維持の原則

会社法における資本に関する規定は、旧商法と比べて大きく変わりました。例えば、最低資本金制度の廃止、資本金や資本準備金の減少額の制限の廃止、計数変動の自由など多数あります。このような制度の変更は、その基礎にある考え方に変化(パラダイム転換)があったからだといわれています。資本に対してどのように考え方が変わったのでしょうか？

商業教育資料80号では立法担当者のお立場から、郡谷大輔先生に会社法について論説していただきました。先生は、著書の中で「資本充実の原則と資本維持の原則を会社法は放棄した」と述べています。長い間、商法や会計学において資本を考える上でのキーワードであったこの原則を捨て去ったというわけです。これは、ひっくり返るほどの大事件です。放棄した理由については、Q3に譲ることとして、Q1ではまず、これまでキーワードと考えられてきた資本充実の原則と資本維持の原則の意義、さらにその要請理由を確認します。

資本充実の原則とは、会社の設立または新株発行の際には、資本金額に相当する財産が会社に対して実際に拠出されなければならないとする原則です。仕訳のイメージでいうと、貸方の資本金額が決まっ

ていて、これに見合う借方の当座預金の払い込みが、完全に行われなければならないとする原則です。

資本維持の原則とは、資本金額に相当する会社財産が確保された状態を、その後も維持しなければならないとする原則です。貸借対照表のイメージでいうと貸方の資本金額に相当する資産が、常に借方に存在しなければならないとする原則です。

これらの原則が要請されるのは、株主は有限責任を負うだけですから、会社の債務の引当となるものは、会社の財産だけであり、会社債権者を保護するためには、資本金額に見合う財産を充実・維持する必要があるというのが理由です。

Q2 会社法における資本規定の変更

Q1でみた資本充実の原則や資本維持の原則は会社法では放棄されていると立法担当者はいっていますが、具体的にどのような場面で、そのようなことがみられるのでしょうか？

会社法における資本充実の原則の放棄は、次のとおり、規定の廃止や変更にみることができます。①旧商法では、設立時に発行する株式数の全部の引き受けや払込がない場合、設立が無効とならないようにするために、発起人等に引き受け・払込みに係る担保責任(旧商法192条)が課されていましたが、会社法ではその規定がなくなりました。②一定の場合、打ち切り発行も認められるようになり、また、③実際に出資の履行のあった設立時の株式数に合わせて、成立時までに定款記載事項である「発行可能株式総数」を定めることもできるようになりました(会社法27条・37条)。④合併においては、増加する資本金の金額よりも承継する純資産の金額が少なくなることも認められるようになり(会社計算規則61条・78条)、そして⑤最低資本金制度の廃止です(旧商法168条の4削除)。

このような激変については「会社法の下では、資本金額に見合う会社財産を確保するというのではな

く、むしろ拠出された財産の額に応じて資本金の額は決定されるというように発想の転換が行われている。」(弥永真生[2006]『会社法第10版』有斐閣、21頁-22頁)と理解することが必要です。これを仕訳に置き換えると、まず、借方の資産(当座預金など)の金額が決まり、その金額に応じて貸方の資本金の金額が決まるというイメージです。換言すれば旧商法の資本充実・維持原則では貸方→借方の順で金額が決まっていたのに対し、会社法では借方→貸方の順になったということです。

一方、資本維持の原則の放棄については、最低資本金制度が廃止されたため、①会社成立後に資本金をゼロまで減少させることが可能となりました。さらに、②旧商法では、資本準備金については、法定準備金が資本金の4分の1を超える部分についてのみ、その取崩しが可能であるという上限規制(旧商法289②)がありましたが、会社法ではこの規制が廃止されて、資本準備金をゼロまで減少させることが可能となりました。

このように資本金と資本準備金については、会社法上、その減少に制限がなく資本を維持しなければならないということは要請されていません。

Q3 なぜ、資本充実・維持原則を放棄した？

これまで資本制度の中核と考えられていた資本充実の原則と資本維持の原則を、立法担当者は、なぜ、放棄したのでしょうか？その理由を教えてください。

放棄した理由について立法担当者は、次のように述べています。

「旧商法では、「資本」は、会社財産を維持するために設けられた重要な計数であると説明されている。しかし、旧商法は、「資本」を計上しようとするときには、資本充実原則の考え方の下、厳格な規制を講じているが、存続中の会社の財産状況に関しては、利益の配当というきわめて限られた場合にのみ「資本」を、会社財産を維持するための道具に使っているに過ぎず、最も典型的に会社財産が減少する場合である事業損失等との関係では、「資本」は何の役割も果たしていない。したがって、旧商法の下でも、「資本」を会社財産を維持するために設けられた重要な計数であるという説明をすることは、極論すれば誤っている。」(郡谷大輔他[2006]『会社法の計算詳解』中央経済社、288頁)

つまり、会社財産の維持ということで、資本が役割を果たしているとすれば、利益配当など極めて限られた場合だけである。事業に失敗して損失が生じた場合は、会社財産の流失は止められないので、資本によって会社財産が維持できるという考え方は誤りであるというのが立法担当者の主張です。

Q4 債権者保護はどのように図られている？

旧商法では資本充実・維持原則を中核に据えた資本制度により、会社債権者の保護が図られていると考えられていました。資本充実・維持原則を放棄した会社法では、債権者保護はどのように行われるのでしょうか。

繰り返しになりますが、会社法には資本充実・維持原則を中核とした資本制度により、会社債権者を保護するという発想はありません。会社法では、新たに「企業内容の開示」が債権者保護の中核となり、開示規定が強化されました。これは、開示によって得た情報を使って、債権者は賢明な意思決定を行い、市場において自分の権利は自分で守りなさいという自己責任の原則からきています。

つまり、債権者保護は、長い間、商法それ自身が、資本制度によって積極的に行ってききましたが、今日では、企業内容の開示を充実させ、あとは債権者保護を市場に任せるという考え方に、大きく転換したということです。

このように旧商法と会社法とでは、債権者保護に対する考え方が大きく変わりました。これは、旧商法が債権者保護を目的として、債権担保力の保全に重点を置いた大陸法系ドイツ型商法であったのに対して、今日の会社法は、投資者保護を目指した証券市場向けのアメリカ型の思考を採用したことによるものです。(武田隆二編著[2006]『新会社法と中小会社会計』中央経済社参照)